

質疑回答書

業務名 姫路市立学校施設包括管理業務委託

上記業務に係るプロポーザルの質疑について、以下のとおり回答します。

NO	要求水準書・募集要項等	頁・項等	図面等	質疑内容	回答
1	募集要項	6頁・8項		業務実績等調書(様式10)内に記載する「同種業務委託の業務実績件数」について、業務実績調書(様式2)同様に、契約書及び業務がわかる仕様書等の写しを添付する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	様式10に記載した同種業務委託については、様式2と同様に下部に記載のとおり、それぞれの案件の契約書及び業務がわかる仕様書等の写しを添付してください。
2	募集要項	6頁・8項		業務実績等調書(様式10)の業務実績件数について、4件以上受託している場合は実績の総件数を記載し、その中から4件を選んだうえで、同種業務委託の業務実績一覧に詳細を記載すればよろしいでしょうか。	業務実績等調書(様式10)に記載する同種業務委託の業務実績件数が4件以上の場合は4件と記載してください。
3	募集要項	6頁・8項		提案書(様式11)内に、他市管理実績等の自治体名や物件名を記載することは可能でしょうか。	提案者が特定されるため不可とします。
4	募集要項	6頁・8項		提案書(様式11)は、様式11の内容を遵守するという前提のもと、PowerPointで作成することは可能でしょうか。	提案書等提出書類一覧(様式8)の下段にある注意及び提案書(様式11)の内容を遵守するのであれば作成ソフトは問いません。
5	募集要項	6頁・8項		提案書(様式11)内の文字サイズについて、添付図表内の文字は10.5ポイントより小さくても問題ないでしょうか。	提案書に記載する文字は、提案書等提出書類一覧(様式8)の下段にある注意に記載のとおり不可としますが、図表内の文字については可とします。

6	募集要項	6頁・9項		物価上昇等の費用として年3%の上昇を見込んで いると記載がありますが、人件費上昇等の費用 は同様に見込まれていますでしょうか。 また、その場合は、例えば最低賃金等人件費に 関わる指標が3%以上上昇した場合も、別途協議 は可能でしょうか。	物価上昇等には人件費の上昇も含まれていま す。指標については、契約交渉において決定しま すが想定以上の物価上昇等があった場合を協 議の対象とします。
7	募集要項	7頁		樹木剪定作業他業務及び修繕等業務にかかる 委託費が変動する可能性はありますでしょうか。 変動する可能性がある場合、増加した際にマネ ジメントを行う経費について協議は可能でしょ うか。	樹木剪定作業他業務及び修繕等業務につい ては、委託費は増減する想定です。なお、それ に伴うマネジメント料の変更は原則行いません。
8	募集要項	7頁・10項		ヒアリングの実施と記載がありますが、プレゼ ン実施はなく、ヒアリングのみ(質疑応答形式)と の認識でよろしいでしょうか。 また、ヒアリングを実施する場合は、いつ頃ま でに応募者にご教示いただけますでしょうか。	ヒアリングのみ実施し、プレゼンは実施しま せん。 ヒアリングを実施する場合の日時については、9 月25日までに通知を予定しています。
9	募集要項	7頁・11項		プロポーザル審査委員会について、所属(庁内 外等含む)・人数・部署・役職等を可能な範囲で ご教示ください。	プロポーザル審査委員会は、庁内の関係部署の職 員により構成されています。
10	募集要項	8頁		同種業務委託の業務実績について、小中学校等 の教育施設が50施設以上含まれる包括的な維 持管理実績、という認識でよろしいでしょうか。	包括的な維持管理業務を行っている50以上の施 設のうち、学校等が1施設以上含まれていれば 可とします。
11	募集要項	8頁		同種業務委託の業務実績について、包括的な維 持管理業務の対象施設は、公共施設に限られる という認識でよろしいでしょうか。	公共施設に限りません。
12	募集要項	8頁		業務実績について、履行実績は現契約ではなく 契約が完了をしている実績という認識でよろしい でしょうか。	1年以上実施した履行実績であれば可とし、契約 の完了を条件としません。

13	募集要項	8頁		同種業務委託の業務実績について、同一自治体との包括的な維持管理業務の履行実績を複数件有している場合、本評価においては1件の実績とカウントするという認識でよろしいでしょうか。	契約書単位で判断しますので複数件あれば、その件数分が実績となります。
14	募集要項	8頁		同種業務委託の業務実績について、自家用電気工作物保安管理業務、空調設備保守点検業務、消防設備等保守点検業務又は修繕等業務のいずれかが含まれているものとありますが、前者について、「3業務すべてを含む」もしくは「3業務のうちいずれか1業務でも含んでいればよい」のどちらが該当しますでしょうか。	建築基準法第12条に基づく定期点検等業務に加え、「自家用電気工作物保安管理業務」、「空調設備保守点検業務」、「消防設備等保守点検業務」、「修繕等業務」の4業務のうちいずれかが含まれていれば可です。
15	募集要項	8頁		同種業務委託の業務実績について、建築基準法第12条に基づく定期点検等業務は必ず含まれている実績を指し示している、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 建築基準法第12条に基づく定期点検等業務は50施設以上で必須とし、かつ、同一施設においてNO14に示す4業務のいずれかの業務も含む必要があります。
16	募集要項	9頁		③業務フローについて、具体的にどのようなフローを指していますでしょうか。	業務開始後の通常時の不具合対応等やその際の本市職員(学校園含む)が行う事務作業などを含めた業務フローをお示ください。また、様式11に記載しています年間を通じたスケジュールも必ずお示ください。
17	募集要項	9頁		④業務実施体制について、人員体制を的確に示すために、現地拠点での常駐・非常駐の有無や現地での勤務日数等を明確に記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、業務実施体制の3項目(①総括責任者の氏名、資格、実績等 ②包括管理業務期間における人員体制 ③各人員の資格や業務実績)については、必ず明記してください。
18	募集要項	10頁		⑧施設巡回業務について、単純に実施回数が多いほど評価点が高いというわけではなく、その実現性や有効性なども踏まえた総合的な評価をご実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

19	募集要項	10頁		⑨市内業者との連携・活用について、本業務における、「市内業者の定義」をご教示いただけますでしょうか（例えば、姫路市内に本店を有する事業者など）。	市内業者の定義については、姫路市契約事務取扱要綱（平成3年7月1日制定）第5条のとおりです。
20	募集要項	11頁		イ 提案金額に関する評価について小数点以下は切り捨てになるのでしょうか。 小数点の扱いをご教示ください。	小数点以下の切り捨て等の処理は行いません。 ただし、公表時には小数点以下について切り捨て等の処理を行います。
21	募集要項	11頁		(3)オ 契約候補者が10/16に提出する見積もりは様式12、様式13と同額の見積を提出する認識でよろしいでしょうか。	原則同額を想定していますが、提案内容により異なる場合があります。
22	要求水準書	2頁・5項		「業務については原則として午前8時35分から午後4時30分までの間に実施」とありますが、こちらは保守点検・清掃業務、施設巡回業務、修繕等業務（軽微な補修等含む）を原則上記時間内に実施する必要があるということでしょうか。 また、緊急修繕などやむを得ない場合は、上記以外の時間帯にも業務を実施してよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、緊急修繕などやむを得ない場合は、本市、学校園と協議のうえ実施することも可とします。
23	要求水準書	2頁・10項		本要求事項水準書に記載の内容と現況に相違（種別・数量）がかなり異なる場合は、金額など協議できる認識でよろしいでしょうか。	契約後に本市と協議のうえ変更が必要となった場合は対応します。
24	要求水準書	3頁・7項		本業務に係る事務所・駐車場等に関して、もし市有施設等のスペースをご提供いただける可能性がある場合は、そちらの場所の住所・間取り・延べ床面積・賃料等をご開示いただけますでしょうか。	提供できる施設はありません。

25	要求水準書	4頁		”再委託先の業者を選定するにあたっては、市内業者を優先して活用するとともに、特に市内業者の現行受託業者(直近1か年に同学校園で同様業務を受託した業者)を通常選定する業者に追加で選定するなど、事業の継続性に配慮すること。”とありますが、「準市内」はここでいう「市内業者」に含まれますでしょうか。 また、「準市内」の定義は、「姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等がある者」でよろしいでしょうか。	市内業者に準市内業者は含みません。市内業者、準市内業者の定義については、姫路市契約事務取扱要綱(平成3年7月1日制定)第5条のとおりです。
26	要求水準書	4頁		資料の貸与について、既設建物図面や過去の点検記録等で電子データがあるものについて、電子データでの貸与を希望しますが、可能でしょうか。	可能です。
27	要求水準書	5頁		契約締結前に、姫路市による学校園、現行受託業者、市内業者等への包括管理業務の事前周知は実施されますでしょうか。	学校園及び点検・保守等の委託業務の契約実績がある事業者に対しては、個別で周知しています。それ以外にもHP等において広く周知しています。
28	要求水準書	5頁		契約締結後に包括管理業務の説明会等を実施する場合、市との合同開催とすることは可能でしょうか。	可能ですが役割分担については契約後の協議によります。
29	要求水準書	5頁・15項		説明会実施にあたり、無償で貸出いただける市有施設等の会場はありますか。また、ある場合は、施設名・住所・収容人数・貸出対象面積等もご教示いただけますと幸いです。	本市の施設(会議室等)については、空きがあれば提供できますが、空き状況や収容人数等については、契約後にお示しします。
30	要求水準書	5頁・15項		HPや広報ひめじには、無償でご掲載いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

31	要求水準書	6頁		用務員の配置、対応時間等の状況をご提示頂けないでしょうか。	施設ごとの用務員の配置は次のとおり ・小、中、義務教育（前期後期それぞれ）、特別支援学校は、各1名（朝の2時間又は3時間の用務員と、日中の正規、再任用フルタイム又は6時間パート用務員の組合せによる） ・夜間中学は、1名 ・高等学校は、各2名（3名配置シフト制勤務） ・幼稚園は、各1名 勤務時間は次のとおり ・2時間又は3時間の用務員は、7時～10時30分までの間において学校長が指定する2時間又は3時間 ・正規又は再任用フルタイムの用務員は、8時15分～17時（休憩60分含む）。 ・6時間パート用務員は、10時15分～17時（休憩45分含む） ・夜間中学用務員は、15時～19時、又は15時30分～19時30分のいずれかのうち学校長が指定する4時間 ・高等学校用務員は、1週間（土日等含む）のうち学校長が指定する4日間において、次のうちから学校長が指定する（実働7時間30分） ①7時30分～15時45分、又は8時45分～17時（休憩45分含む） ②7時～15時15分、又は8時45分～17時（休憩45分含む） ・幼稚園用務員は、8時～14時45分の間において、園長が指定する実働5時間（休憩は45分）
----	-------	----	--	--------------------------------------	---

32	要求水準書	6頁・22項		用務員が実施している業務を具体的にご教示ください。 また、用務員が常駐している施設と各施設ごとの人数をご教示ください。	用務員の業務は次のとおり (1) 文書の送達及び受領に関すること。 (2) 官公署その他の場所への用務及び連絡に関すること。 (3) 管理諸室及び職員便所その他校長が指示した場所の清掃及び整理に関すること。 (4) 廃棄物の整理、搬出及び処分に関すること。 (5) 施設、設備の管理に必要な軽易な作業に関すること。 (6) 校内の巡視、施設及び設備の保全並びに災害の予防に努めること。 (7) 湯茶の準備に関すること。 (8) 校長室、職員室等の暖房の準備に関すること。 (9) その他学校の管理運営上、校長が必要と認め、指示したこと。 各施設ごとの人数等は、NO31を参照してください。
33	要求水準書	7頁・22項		システムの取扱いについて、「外部サービスの利用終了時にデータ消去証明書を発行」とありますが、受託者の変更時を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	7頁・22項		(2)システムの取扱いについて、外部サービス終了時にデータ消去証明書を提出することと記載がありますが、消去したことの記載があり、会社の公印が押してある書類の提出で対応可能でしょうか。	原則、システム提供事業者の証明書が必要となります。困難な場合は、契約後の協議によります。
35	要求水準書	9頁		各施設からの不具合通報はすべて直接受託者に入ることを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

36	要求水準書	10頁・4項		保守点検・清掃業務について、直近3か年分の発注実績を、各発注業務毎・各施設毎に業務内容・実施金額・実施事業者・市内外等がわかる形でご開示いただけますでしょうか。	提供しました参考資料をご確認ください。
37	要求水準書	12頁・6項		「修繕等業務の実施にあたり、1件につき概算修繕費用が5万円を超えるものについては、原則として事前に修繕内容、概算修繕費用、見積予定先等及び優先度等の考え方を本市に示し、承諾を得ること」とありますが、1件につき概算修繕費用が5万円以下のものについては、原則貴市の承諾を得ることなく、修繕を実施してよいということでしょうか。また、認識が異なる場合は、具体的に必要な過程等をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書	12頁・6項		必要な工賃等については提案と記載がありますが、工賃の具体的な単価等の金額についても記載してもよろしいでしょうか。また、貴市にて工賃の目安を設定されておりましたら、ご教示ください。	国土交通省の公共工事設計労務単価(最新版)における普通作業員程度を想定しています。
39	要求水準書	12頁・6項		開示して頂いた令和6年度の修繕実績では、3,092件中2,225件が10万円未満であることから、契約金額10万円未満の件数が約70%となっております。 一方で、要求水準書内に記載のある「当該修繕等を含む契約金額10万円未満の修繕等が、各年度において件数ベースで50%以下であること」という内容を鑑みると、実績値よりも大きく10万円未満の修繕等を削減する必要があるように見受けられました。こちらについて、貴市の意図を可能な範囲でご教示ください。また、上記の通りでしたら、内製化をする余地があまり無いようにも読み取れますが、いかがでしょうか。	要求水準書第3章6項(7)⑤につきましては、内製化を行う案件の上限件数を示したものです。内製化を行う件数については、契約金額10万円未満の修繕等のうち、各年度において件数ベースで50%以下としてください。

40	要求水準書	12頁・6項		当該修繕等を含む契約金額10万円未満の修繕等が、各年度において件数ベースで50%以下であることと記載ありますが、10万円未満の修繕件数を50%以下にする認識でしょうか。若しくは10万円未満の修繕件数の内50%以下を内製化で行う認識でしょうか。	NO39を参照してください。
41	要求水準書	12頁・6項		130万以上200万円以下の修繕実績を直近3年分ご開示ください。	参加者に対して別途電子メールにて送付いたします。
42	要求水準書	13頁		内製化の要件⑤に“当該修繕などを含む契約金額10万円未満の修繕等が、各年度において件数ベースで50%以下であること”とありますが、これは内製化を含む修繕件数全体の50%でしょうか。それとも、内製化を除く修繕件数の50%でしょうか。	NO39を参照してください。
43	要求水準書	13頁・4章		モニタリングの実施について、実施内容・頻度・時期・実施者等、現段階で決まっている内容があれば、ご教示ください。	詳細については、契約後に決定します。
44	別紙2			各種保守点検・清掃業務について、現行と同程度かつ適正な水準で業務を行うという前提のもと、仕様等の変更を提案し、品質・コスト双方の最適化を図ることは可能という認識でよろしいでしょうか。(仕様変更については、協議のうえご了承いただいた場合のみ、実施する想定です)	お見込みのとおりです。
45	別紙2			エレベーター、自動ドア等のメーカー系点検については、専門性が高い設備であるため、品質確保に向けてメーカーにて点検を実施するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	別紙2	1頁		(1) 自家用電気工作物保安管理業務において、受託者は支払代行とする契約となりますでしょうか。	みなし設置者を設けるため、支払代行とする契約にはなりません。

47	別紙2	(2)		(2)機器表に記載がなく、空調設備保守点検業務の体育館空調について、各施設毎の設置機器の詳細をご教示いただけますでしょうか。(室内機及び室外機の台数・型式・設置年月 等)	参加者に対して別途電子メールにて送付いたします。
48	別紙2	(3)		(3)消防用設備等保守点検業務について、防火対象物点検の対象施設をご教示ください。また、防火対象物点検報告の特例制度(点検の結果が、3年間連続して点検基準に適合していると認められると、以後の3年間の点検と報告義務の免除を受けるための特例申請ができるもの)に該当する施設がございましたら、合わせてご教示ください。	前段については、城乾中学校が対象となります。後段については、特例制度該当施設はありません。
49	別紙2	(3)		(3)消防用設備等保守点検業務について、連結送水管・屋内消火栓ホース等の耐圧試験、消火器の交換などは本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。	耐圧試験は対象外です。消火器については機能点検で使用したものは本業務で交換しています。耐用年数を超過したものについては本市で交換しますので本業務の対象外です。
50	別紙2	(7)		(7)特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検業務について、直近報告書を可能な範囲でご開示いただけますでしょうか。	参加者に対して別途電子メールにて送付いたします。
51	別紙2	(7)		(7)特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検業務について、外壁の全面打診調査(10年に1度実施)は本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。もし対象の場合は、対象施設及び各施設の実施年度をご教示ください。	令和5年度から令和7年度にかけて全施設実施済のため本業務の対象外です。
52	別紙2	(15)		(15)屋外遊具・体育器具点検業務について、各施設毎に対象遊具の種類・設置数等をご開示いただけますでしょうか。	参加者に対して別途電子メールにて送付いたします。

53	別紙2	(18)		(18)給食室食器洗浄修理業務について、個別仕様書内に「修理現場で修理内容を確認の上見積もること」とありますが、こちらの修理については、別途修繕業務等に対応するという認識でよろしいでしょうか。	個別仕様書のご指摘の文言については、単に現場確認を要する旨を記載しているもので、本業務にあつては仕様書にある部品交換の修繕以外は想定していません。
54	別紙2	(18)		(18)給食室食器洗浄修理業務について、個別仕様書内に一部対象施設の部品一覧表がありますが、こちらを全対象施設分ご開示いただけますでしょうか。	給食室食器洗浄修理業務の対象となる備品は、書写養護は中西製作所 PA-13EA-L、それ以外の学校は全て中西製作所 EOD-M23HAです。対象校と実施年度は別紙1「対象施設・業務一覧表」を、EOD-M23HAの修理部品は、別紙3「給食室食器洗浄機部品一覧表」をご確認ください。PA-13EA-Lの修理部品は参加者に対して別途電子メールにて送付いたします。
55	別紙4			「準市内業者の定義」をご教示いただけますでしょうか。	準市内業者の定義については、姫路市契約事務取扱要綱(平成3年7月1日制定)第5条のとおりです。
56	別紙5	1項		業務期間内に廃止が予定されている学校園について、廃止予定年度を超過した場合は点検・修繕等不要、若しくは実施する場合、金額等の協議ができる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	別紙5	1項		業務期間内に廃止が予定されている学校園について、「保守点検・清掃業務」の減額分を、各施設・各業務・各年度毎にご開示いただけますでしょうか。また、同業務の直近3か年の実績金額も合わせて同形式でご開示いただけますと幸いです。	減額金額については公表しておりません。